

第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定について

1 高齢者保健事業の目的

- 生活習慣病をはじめとする疾病の発症や重症化の予防及び心身機能の低下を防止し、できる限り長く在宅で自立した生活を送ることのできる高齢者を増やすことを目的とする。
- 効果的な保健事業の実施により、生涯にわたる健康の保持増進、生活の質の維持及び向上が図られ、結果として、医療費の適正化、要介護認定率の低下や介護給付費の減少に資すると考えられる。

2 保健事業実施計画（データヘルス計画）とは

- 全ての保険者は、健康医療情報を活用してPDC Aサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行うこととされている。

3 第3期計画における変更点

- 第1期（平成27～29年度）、第2期（平成30～令和5年度）を経て、第3期（令和6～11年度）は、計画の標準化を目指す国より、広域連合間の実績等を比較可能にするための共通評価指標が設定されたため、計画策定の手引きに沿った内容に整理する。
 - ・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」が高齢者保健事業の中心を担う事業に位置付けられた。（広域連合が、高齢者保健事業を国民健康保険保健事業及び介護予防の取組と一体的に実施する取組。令和2年度から開始、令和6年度までに全市町村が取組。）
 - ・健康診査の受診率向上を図るため、これまで毎年度策定してきた「健康診査推進計画」は、データヘルス計画と一体的に策定することが可能となった。

第2期計画の構成		第3期計画の構成		第2期計画からの変更点
第1章 計画策定について	①計画の目的 ②計画期間 ③関係者の役割	第1 基本的事項	①計画の趣旨 ②計画期間 ③実施体制・関係者連携	変更なし
第2章 現状と課題把握	①人口・医療費等の状況 ②第1期計画の取組の考察 ③医療情報等分析結果 ④課題の把握	第2 青森県の現状	①人口・被保険者の状況 ②第2期計画の事業実施状況及び評価	第2章を、手引きに沿って「現状の整理」と「分析結果に基づく健康課題の抽出」とに分離
		第3 健康医療情報等の分析及び課題	①医療の状況 ②介護保険の状況 ③健康診査の状況 ④健康課題・取組	
第3章 保健事業実施の目的・目標	目的・目標の設定	第4 保健事業の内容	①健康診査事業【健康診査推進計画】 ②歯科健康診査事業 ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ④長寿・健康増進事業	・第3章～第5章を「保健事業の内容」として集約 ・令和6年度から、事業の大半は「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」において取り組むこととなるため、7事業から4事業に集約
第4章 データヘルス計画の推進	保健事業の進め方、推進体制等			
第5章 データヘルス計画の展開	①健康診査事業 ②保健指導事業 ③低栄養・重症化予防事業 ④高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ⑤医療費適正化事業 ⑥服薬適正化事業 ⑦長寿・健康増進事業			
第6章 データヘルス計画の評価・見直し及び周知	①計画の評価・見直し ②計画の公表・周知 ③地域包括ケアについて ④個人情報の保護	第5 その他	①計画の評価・見直し ②計画の公表・周知 ③個人情報の取扱い ④地域包括ケアに関する取組	変更なし

4 策定スケジュール

	11月	12月	1月	2月	3月
市町村担当課長会議	目標値（案）提示			意見聴取	
運営懇談会			意見聴取		
主な作業		素案作成	最終案作成		策定・公表